

特別児童扶養手当のしおり

～障害をお持ちのお子さんのために～

1 特別児童扶養手当を受けられる方

20歳未満で、身体または精神に重度（1級に該当）または中度（2級に該当）以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。

■手当が支給されない場合

- ①児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ③児童が、児童福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき

2 特別児童扶養手当の額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。（いずれも児童一人あたり）

1級（重度障害児）	月額 58,450 円
2級（中度障害児）	月額 38,930 円

※令和8年4月分からの手当額です。

※全国消費者物価指数の実績値等により月額に変更される場合があります。

3 所得の制限

前年の所得が次表の額以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止されます。

所得制限限度額

（平成14年8月～）

扶養親族等の数	前年又は前々年分所得	
	請求者（本人）	配偶者扶養義務者
0 人	4,596,000円 未満	6,287,000円 未満
1 人	4,976,000円 //	6,536,000円 //
2 人	5,356,000円 //	6,749,000円 //
3 人	5,736,000円 //	6,962,000円 //
4 人	6,116,000円 //	7,175,000円 //
5 人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

■所得制限限度額に加算されるもの

①請求者本人

70歳以上の同一生計配偶者 または 老人扶養親族がある場合は・・・10万円／人

特定扶養親族 または 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は・・・25万円／人

②扶養義務者等

老人扶養親族がある場合は 6万円／人
（ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く）

■所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円－上記の諸控除

諸控除の額

● 寡婦控除	270,000円
● ひとり親控除	350,000円
● 障害者控除・勤労学生控除	270,000円
● 特別障害者控除	400,000円
● 配偶者特別控除・医療費控除等・地方税法で控除された額	※配偶者特別控除の最高限度額は、330,000円

4 特別児童扶養手当を受ける手続き

所在地の市役所または町村役場で請求の手続きをしてください。
県知事の認定を受けることにより支給されます。



〈添付書類〉

- 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- 世帯全員の住民票の写し（省略事項のないもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載により添付が不要となる場合があります。
- 診断書（用紙は各市町村役場にあります。県ホームページではデータを掲載しています。）
身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。
詳しくは、各市町村役場にお尋ねください。
- その他必要な書類は、各市町村役場でご確認ください。

※特別児童扶養手当の申請には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

5 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

支払月（支給対象月）	支払日	支払方法
4月11日（12月分～3月分）	各支払月の11日 （土・日・祝日に当たる場合は 直前の金融機関の営業日）	受給者本人の 金融機関への口座振込
8月11日（4月分～7月分）		
11月11日（8月分～11月分）		

6 手当を受けている方の届け出

手当の受給中は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。
額改定届・請求書	障害の程度が変わったとき 対象児童に増減があったとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として、2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出していただき、引き続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。 （支給停止中の方も必要ですので、ご注意ください）
その他の届	氏名・住所・支払金融機関を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになってしまいますので、忘れずに提出してください。

- 罰則 偽りその他の不正な手段により手当を受けたものは3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

請求の手続きやこの制度の仕組みなど詳しくは、お住いの市町村福祉担当課または県の地域振興局及び支庁にお尋ねください。

鹿児島県子ども政策局子ども福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2766

＼県HPはこちら／

